

第6 成年後見制度

I 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分なために法律行為における意思決定が困難な方に対し、その判断能力を補い、財産などの権利を擁護するための制度です。市は令和2年1月に権利擁護センターを設置し、「可児市成年後見利用促進基本計画」を策定しました。

(1) 可児市権利擁護センター

相談により収集した情報を基に支援の必要性、適切な支援内容等の検討（アセスメント）を行う。

【総合窓口】 高齢福祉課 福祉政策係

【専門窓口】

- ・高齢者 （高齢福祉課 高齢者支援係）
- ・障がい者 （福祉支援課 障がい福祉係）
- ・生活困窮 （福祉支援課 生活支援係）

(2) 中核機関支援調整会議

権利擁護の方針についての検討・専門的判断を行うケース会議

- ・令和5年度 12回開催